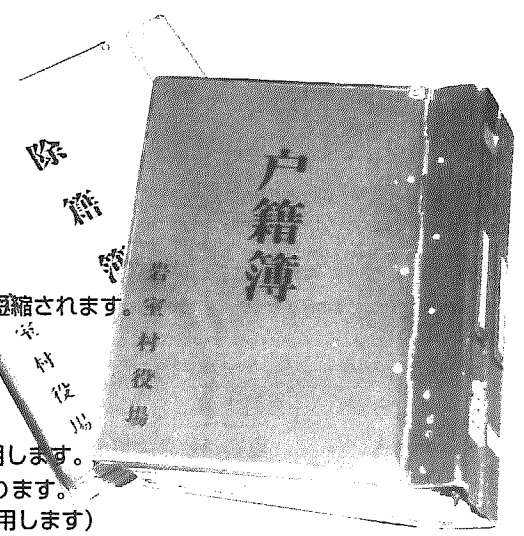


戸籍の証明書の書式が変わります

「広報いわむろ」7月号で皆さんにお知らせしたとおり、岩室村では戸籍事務のコンピュータ化を進めています。コンピュータを使った戸籍事務は12月6日から実施されます。

なお、今回コンピュータ化の対象となるのは、本籍地が岩室村にある人の戸籍です。岩室村に住民登録をしていますが、本籍地が岩室村にない人の戸籍は対象となりません。



①戸籍の作成がより早く、正確になります。

●戸籍の届出から証明書(全部事項証明書等)の発行までの日数が短縮されます。

②証明書の様式・名称が変わります。

●様式はB4版の縦書きからA4版の横書きに変わります。

●記載内容も項目別となり、見やすく、分かりやすくなります。

●証明書の用紙はコピーによる偽造を防ぐため、特殊な用紙を使用します。

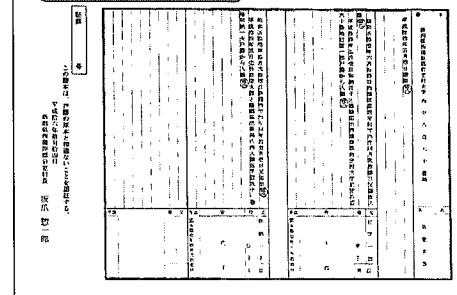
●証明する村長印は朱肉によるものから、電子公印(黒色)に変わります。

(従来の除籍謄本などについては、今までどおり朱肉の公印を使用します)

●戸籍証明書の名称は「戸籍謄本」→「全部事項証明書」、「戸籍抄本」→「個人事項証明書」となります。

なお、交付手数料は今までどおり1通450円です。

現在の戸籍証明書



コンピュータ後の戸籍証明書

全部事項証明	
本籍地	新潟県西蒲原郡岩室村大字西中860番地
氏名	岩室 太郎
戸籍事項	【発出日】平成16年12月4日 【発出事由】平成16年12月4日第53号別冊第2次第1冊に15改訂
戸籍に記載されている者	【氏】太郎 【生年月日】昭和51年6月14日 【配偶者区分】无 【女】岩室 花子 【子】岩室 太郎 【孫】岩室 花子
身分事項	【出生日】昭和51年6月14日 【出生地】新潟県西蒲原郡岩室村 【発出日】昭和51年6月23日 【発出人】父
婚姻	【発出日】平成14年5月1日 【配偶者氏名】和納 花子 【発出事由】和納 花子との婚姻 【発出日】平成14年5月1日 【配偶者氏名】岩室太郎 【発出事由】岩室太郎との婚姻
戸籍に記載されている者	【氏】花子 【生年月日】昭和51年10月21日 【配偶者区分】妻 【女】和納 花子 【子】和納 太郎 【孫】和納 花子
身分事項	【出生日】昭和51年10月21日 【出生地】新潟県西蒲原郡 【発出日】昭和51年11月1日 【発出人】父
婚姻	【発出日】平成14年5月1日 【配偶者氏名】岩室太郎 【発出事由】岩室太郎との婚姻

発行番号12-34567-901
これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。
平成16年12月6日
新潟県西蒲原郡岩室村村長 坂爪 惣一郎

③氏名に使われる文字は正しい字体になります。

現在の戸籍に、漢和辞典などにはない文字や誤った文字で記載されている人には、今月1日に告知書をお届けしますので、内容をご確認ください。なお、これは「戸籍の表記上の取り扱い」であり、氏名が変更されるものではありません。また、印鑑登録などの変更もありません。

④一部の本籍地の表示が変わります。

本籍地の枝番号にある「の」の表示が省略されます。

(例) 125番地の1→125番1

現在の戸籍はどうなるの？

12月6日以降もコンピュータ化前の戸籍は「平成改製原戸籍」として100年間保存されます。コンピュータ化後の戸籍には、従来の戸籍に記載されていた離婚などの一部事項や婚姻や死亡などにより、既に除籍されている人に関する事項が記載されない場合があります。これらの事項が必要なときは「平成改製原戸籍」の交付申請の手続きが必要になります。



先月号では、自分の農地を転用する場合は農地法第4条の許可申請、他人の農地を転用する場合は5条申請と掲載しました。今月号では、そのことについて詳しく説明します。

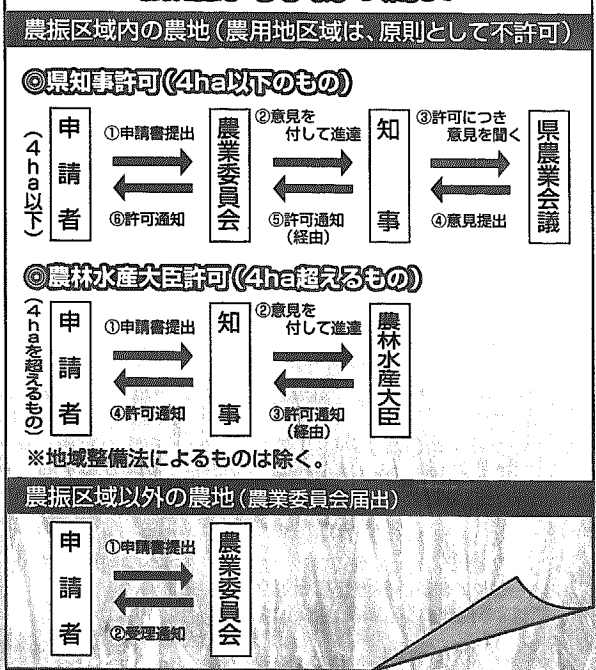
転用とは？対象農地とは？

地目が農地であれば、耕作がされていなくても農地性がある限り農地です。
また、地目が農地でなくても肥培管理がされていれば、農地とみなされ、転用には許可が必要となります。
※農地転用とは、農地を住宅、工場用地、車庫、倉庫、資材置場、駐車場、山林など農地以外のものに使用することをいいます。

なぜ、許可が必要か？

農地は、皆さんもご存知のとおり人々の生存に欠かせない食料の大切な生産基盤です。
特に、耕作面積が狭いうえに人口が多いわが国では、食料自給率も低く、優良な農地は大切に守っていく必要があります。
このため、農地の転用には農地法で一定に規制がかけられています。
※農地は食料・農業・農村にとってかけがえのない財産です。いったん宅地などに転用すると、農地としての利用は不可能となります。
※乱開発につながる無計画な転用や無断転用は、地域の農業・農地の大きな迷惑となります。

転用許可事務の流れ

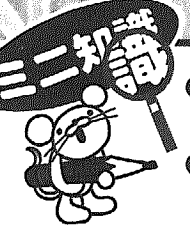


許可を受けずに転用したり、許可どおりに転用しなかったら

農地を転用したり、転用のために農地を売買等するときは、農地転用の許可を受けなければなりません。また、許可後において転用目的を変更する場合には、事業計画の変更等の手続きを行う必要があります。

この許可を受けずに無断で農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります(農地法第83条の2)。また、3年以下の懲役や300万円以下の罰金という罰則の適用もあります(農地法第92条)。

また、知事の原状回復命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金となります(農地法第93条)。



- 日本人の食べ物は、こんなに外国に頼っています。日本の食料自給率は40%
- 日本人の食べ物のために日本の農地の2.5倍もの外国の農地が使われています。

世界の農地の面積はあまり増えていないのに、世界の人口はまだ増えています。1年間に、地球の砂漠化は500万ha以上です(1分間に9.5ha)。理由としては過度の放牧、森林の伐採、塩類集積などがあげられます。

農地を「**一時的な難地転用**」作業員仮宿舍、砂利採集場などとして利用する場合も転用になり、許可が必要です。
※農業委員会では、地域住民などの皆さんからの無断転用(例：農産物の不法販売)などの連絡、相談も受け付けています。